

○希少疾病用医薬品の指定の取消しについて

(平成14年3月15日)

(医薬審発第0315006号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬局審査管理課長通知)

平成14年3月15日付けで、薬事法(昭和35年法律第145号)第77条の2の4の規定に基づく試験研究中の届出が提出された下記の希少疾病用医薬品について、薬事法第77条の2の5の規定に基づき希少疾病用医薬品の指定を取消したので通知する。

記

指定番号	医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称
(9薬A)第106号	8—カルバモイルオクチル α —D—ガラクトピラノシル(1—4) β —D—ガラクトピラノシル(1—4)— β —D—グルコピラノシド シロキシプロピルダイアトマイト	腸管出血性大腸菌の産生するベロ毒素(志賀様毒素:SLT)の腸管内からの除去	武田薬品工業株式会社
(11薬)第121号	レラキシン	強皮症	サントリー株式会社